



回 覧

平成19年6月26日
さいたま市

市民のみなさんへ

ぎやくたい 地域社会から児童虐待をなくしましょう！

5月から6月にかけて市内で大変心を痛める児童虐待事件が連続して発生いたしました。

虐待はきわめて重大な人権侵害です。多くの子どもたちが児童虐待によって傷つき、成長・発達が妨げられ、著しい場合は、尊い命さえ奪われています。

これらの危険から子どもを守り、安全を確保するため、「おかしい」「何か変だ」と気づいたら、どんなことでも地域の民生委員・児童委員又は主任児童委員、区支援課、児童相談所などにお知らせください。プライバシーは必ず守ります。

子どもたちのSOS（状況や様子の変化）に気づいてください。

児童虐待をなくすために、皆様のご協力をお願いします。

《さいたま市虐待通報窓口》

名 称	電 話	名 称	電 話
西区支援課	620-2661	桜区支援課	856-6171
北区支援課	669-6061	浦和区支援課	829-6139
大宮区支援課	646-3061	南区支援課	844-7171
見沼区支援課	681-6061	緑区支援課	712-1171
中央区支援課	840-6061	岩槻区支援課	790-0162
児童相談所	840-6107	24時間虐待電話相談	840-1448

※裏面もご覧ください



子どもたちのこんなサインを見つけてください。

- ・ おどおどしていたり、表情が乏しい
- ・ 着衣などが常によごれている（遊びによるものでなく）
- ・ 不自然なケガのあとがある
- ・ 親（家族）を避けようとしている など

児童虐待とは・・・

- 殴る、蹴るなどキズを負わせるばかりでなく、赤ちゃんを激しく揺さぶるなども身体的虐待になります。
- 家に閉じ込める、自動車内に放置する、食事を与えない、ひどく不潔にするなどは、「ネグレクト」と言われる虐待です。
- 言葉による脅し、きょうだい間での差別的扱い、無視などの心理的虐待、性的虐待もあります。